

---

## 委任契約書(民事・家事)

依頼者を甲、受任弁護士を乙として、次のとおり委任契約を締結する。

---

### 第1条(事件等の表示と受任範囲)

1. 甲は乙に対し下記事件または法律事務(以下、「本件事件等」という。)の処理を委任し、乙はこれを受任した。

1. 事件等の表示

- 事件名( )
- 相手方( )
- 裁判所等の手続機関名( )

2. 受任範囲

- 示談折衝(交渉期間は原則3ヶ月間以内)
- 書類作成
- 契約交渉
- 訴訟(訴訟費用額確定処分は除く)(一審、控訴審、上告審)
- 調停
- 審判
- 倒産(破産、民事再生、任意整理、会社更生、特別清算)
- 保全処分(仮処分、仮差押、証拠保全)
- 即決和解

- 強制執行
- 遺言執行
- 行政不服申立
- その他( )

※住所、氏名等の秘匿制度の利用、訴訟記録の閲覧制限申し立てを希望する場合は、追加料金が発生する。

※被請求側の示談交渉について、甲から相手方に通知を送付し、3ヶ月間連絡がなかった場合には、甲は事件が解決したものとみなし、精算をすることができる。その場合、甲は相手方に辞任通知を送付する。但し、辞任通知送付後、1年以内に紛争が再燃した場合は、甲は乙に対して成功報酬金を返金する。

2. 甲は、法令や弁護士倫理に違反する行為(虚偽・不正行為・公序良俗に反する行為)を乙に求めないものとし、もし求めた場合または乙がその可能性を合理的に認めた場合、乙は本契約を解除することができる。

---

## 第2条(弁護士報酬)

1. 甲及び乙は、本件事件等に関する弁護士報酬につき、乙の弁護士報酬基準に定めるもののうち口を付したものを選択すること及びその金額又は算定方法を合意した。詳細は「弁護士報酬説明書(民事事件用)」に記載する。

### 2. 着手金

1. 着手金の金額を次のとおりとする。

金            万円(消費税込み)とする。

2. 着手金の支払時期・方法は、特約なき場合は本件事件等の委任のときに一括払いするものとする。

### 3. 報酬金

1. 報酬金の金額を次のとおりとする。ただし、本件事件等が上訴等により受任範囲とは異なる手続に移行し、甲が別の弁護士に委任する場合は、判決等に示された額を経済的利益として、契約終了後1月以内に成功報酬を支払うものとする。

- 金                      円(消費税別)とする。
- 甲の得た経済的利益の                      %(消費税別)とする。  
経済的利益の額は、乙の報酬規定に従うものとする。
- 甲の得た経済的利益のうち、 万円以下につき20%(消費税別)、  
万円を超える部分について15%(消費税別)とする。

#### 4. 出張日当

1. 出張日当は「弁護士報酬説明書(民事事件用)」記載の通りとする。
2. 乙は、出張日当を、第3条の預かり費用から支出するものとし、その過不足は事件終了後に清算する。

---

### 第3条(実費・預かり金)

1. 甲及び乙は、本件事件等に関する実費等につき、次のとおり合意する。

#### 実費

1. 甲は費用概算として金                      万円 を予納する。
2. 乙は本件事件等の処理が終了したときに清算する。

#### 2. 預かり金

甲は                                      の目的で金                      円を乙に預託する。

3. ※実費の精算について、訴訟費用額確定処分で得た訴訟費用と、訴訟等終了後に郵券や印紙が還付された場合は、事務効率化のため追加報酬とする。

---

## 第4条(事件処理の中止等)

1. 甲が着手金または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、乙は事件等に着手せずまたはその処理を中止することができる。さらに、乙は本委任契約を解除できる。
2. 甲が次のいずれかに該当し、または該当すると乙が合理的に判断した場合には、甲乙間の信頼関係が失われたものとみなし、乙は本委任契約を解除できるものとする。
  - (1) 事実関係について虚偽の説明を行い、又は乙の求めに応じて説明や証拠提出を正当な理由なく拒否するなど、誠実に協力しない場合
  - (2) 不合理・非現実的な主張や要求を繰り返し、乙の助言に耳を貸さず事件処理の進行を著しく困難にする場合
  - (3) 甲が申告した事実経緯に反する証拠が発見される、あるいは甲が重要な事実を申告していなかったことが判明した場合
  - (4) 乙との会話や打合せを無断で録音・録画・撮影する場合
  - (5) 正当な理由なく2週間以上連絡がとれない場合
  - (6) 甲が乙または乙の事務所スタッフ等に対し暴行・暴言その他の迷惑行為を行う場合
  - (7) 甲と乙の事件処理方針が一致せず、協議によっても解決できない場合
  - (8) 乙に違法もしくは弁護士倫理に反する行為を要求する場合
  - (9) その他、甲の言動・行動が、社会通念上問題があると乙が判断し、事件処理を継続することが困難であると認められる場合。
3. 前2項の場合は、乙は甲に対し適宜の方法で通知をするものとし、解除通知を発送した時点で契約は解除されるものとする。

4. 甲が違法または不正行為を乙に要求したこと、またはそれが判明したこと等により乙が解除する場合、甲は乙に支払済みの着手金・実費等の返還を求めることはできない。
- 

## 第5条(弁護士報酬の相殺等)

1. 相手方(相手方加入の保険会社等含む)から金銭を受領する場合は、乙の預り口座を振込口座として指定するものとし、乙は、相手方からの金銭を受領後、実費と成功報酬を精算の上で、相当な期間内に、残金を甲の指定口座に返金するものとする。
  2. 甲が弁護士報酬または実費等を支払わないときは、乙は甲に対する金銭債務と相殺し、または本件事件に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないことができる。
  3. 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。
- 

## 第6条(中途解約の場合の弁護士報酬の処理)

本委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任、甲又は乙の死亡、その他継続不能により途中で終了したときは、乙の処理の程度に応じて清算をおこなうこととし、弁護士報酬の全部もしくは一部の返還または支払を行うものとする。詳細は別紙「弁護士報酬説明書(民事事件用)」に記載する。ただし、**第7条に基づく解除の場合**を含め、甲が不正または違法行為を行った(あるいは求めた)結果として契約が終了する場合、甲は支払済みの着手金等の返還請求を行うことはできない。

---

## 第7条(暴力団排除条項)

1. 乙は、甲が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体若しくはその関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下、「暴力団等」とする)であると判明した場合、又は暴力団

等を利用していること、顧客にしていることが判明した場合には、本委任契約を解除できる。

2. 乙は、甲が過去に暴力団等であったこと、又は甲が過去に暴力団等であったものを利用していることが判明した場合、及び甲が将来暴力団等になった場合にも、本委任契約を解除できる。
3. 本条第1項または第2項に基づく解除がされた場合、甲は乙に対して着手金・日当・実費等の名目の如何を問わず、既に支払った金銭等の返還請求や事件処理中止に伴う損害賠償請求等の一切の請求を行えないものとする。かつ、乙は甲に対して、事件を成功とみなしての報酬請求ができるものとする。
4. 甲は、本条第1項及び第2項に定める「暴力団等」には該当しない旨を誠実に申告するものとし、万一これと相反する事実が判明した場合、あるいは甲が「暴力団等ではない」と不実に申告していたことが判明した場合、乙は甲に対し詐欺罪による刑事告訴を含む一切の法的措置をとることができるものとする。
5. 前項の場合、甲は乙が告訴・告発等を行うために、甲に関する事実関係や証拠を捜査機関・関係機関に提供することを予め承諾し、これに伴い乙の守秘義務は全面的に解除されることを確認・承諾する。

---

## 第8条(弁護士業務の適正の確保)

1. 甲は、本件事件等の処理の依頼目的が犯罪収益移転に関わるものではないことを、表明し保証する。
2. 前項の内容の確認等のため、乙が甲に対し、本人特定事項の確認のための書類を提示または提出するよう請求した場合、甲はそれに応じなければならない。
3. 甲は、前項により確認した本人特定事項に変更があった場合には、乙に対しその旨を通知する。

4. 甲が犯罪収益移転に関与する目的その他不正目的で本件事件等を依頼していたと乙が判断した場合、乙は本契約を解除でき、その場合も甲は支払済みの着手金・実費等の返還を求められない。

---

## 第9条(事件処理方針)

1. 乙は法令及び弁護士職務基本規程を遵守し、誠実に事件を処理する。
2. 相手方に対する法的手段、請求内容は甲乙協議の上決定する。交渉方法・法的構成・訴訟遂行方法(準備書面の表現、証拠提出、文書提出命令の申立等)については、甲は乙の専門家としての合理的な判断に委ねるものとする。
3. 乙は、事件の進行に併せて、甲に対し適宜報告、協議を行うものとする。
4. 乙は、甲に対して、乙の執務時間が平日10時00分から17時であること及び時間外の対応はできないことを伝え、甲はこれを了解した。
5. 乙は、甲に対して、乙には税金についてのアドバイスをできる能力がないこと、税金に関する問題は一切責任を負わないことを伝え、甲はこれを了解した。
6. 乙は、甲に対して、乙が職務上請求で取得する関係者の戸籍・住民票等、弁護士会照会の回答等については、乙が業務上の必要性から取得するものであり、甲にその原本・写しの交付や内容の説明はしないことを伝え、甲はこれを了解した。
7. 甲及び乙は、別紙「弁護士に依頼される方へ」の内容を確認し、委任契約書と一体となるものとして合意する。

---

## 第10条(通知に関する特則)

1. 本契約に関連して当事者が行う通知等(書類等の送付含む)は、当事者が相手方にあらかじめ届け出た通知先に行うものとする。

2. 前項の通知等は、前項の通知先(本項ただし書により変更された場合には、変更後の通知先)を正確なもののみなし、当該通知先に到達した日にこれがされたものとみなす。ただし、当事者は、相手方に通知先の変更通知をすることにより通知先を変更することができる。
3. 当事者が前項の通知を怠り、又は相手方からの通知等の受領を拒否したため、相手方からされた通知等又は送付された書類等が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなす。

---

## 第11条(事件終了時の原本の返還)

乙は、本委任事務の終了後、速やかに寄託を受けた証拠書類、証拠品の原本を甲に返還するものとし、甲はこれを受領する。甲が受領を拒否した場合(受領を督促する通知に対して合理的期間内に返答がない場合を含む)は、乙は甲が所有権を放棄したのとして、甲に何ら通知することなく、これを破棄することができる。

---

## 第12条(記録保管)

乙は、本委任事務の終了後、少なくとも5年間、本委任事務の記録(紙媒体に限る)をスキャンし、PDFデータに変換した上で保管するものとする。当該期間経過後、乙は、甲に何ら通知することなく、本委任事務の記録を破棄することができる。

---

## 第13条(薬院法律事務所報酬基準)

本契約書に記載のない事項については、

「薬院法律事務所報酬基準」(<https://yakuin-lawoffice.com/fee/> に掲載)による。

---

## 第14条(特約)

(必要に応じて追加・削除)

---



甲及び乙は、乙の弁護士報酬基準の説明に基づき本委任契約の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書を2通作成し、それぞれに保管するものとする。

令和 年 月 日

---

甲(依頼者)

住所

氏名 印

※私(甲)は、現在も過去も第8条の「暴力団等」ではないことを誓約します。

誓約の証として、右のチェックボックスに印をつけます。⇒

さらに、不実申告が判明した場合、乙による詐欺罪での刑事告訴を含む措置、および守秘義務の全面解除を伴うことを確認・承諾しました。

右のチェックボックスに印をつけます。⇒

乙(受任弁護士)

福岡市中央区薬院1丁目5番11号薬院ヒルズビル4階4-A

弁護士 鐘ヶ江啓司 印

---